## 土壌の汚染の状態に係る基準等一覧

	特定有害物質の名称	土壌溶出量基準 (mg/L)	土 <b>壤含有量基準</b> (mg/kg)	<b>地下水基準</b> (mg/L)	<b>第二溶出量基準</b> (mg/L)
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	_	0.002 以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	_	0.004以下	0.04以下
	1,1ージクロロエチレン	0.1以下	_	0.1以下	1以下
	シスー1,2ージクロロエチレン	0.04以下	_	0.04以下	0.4以下
	1,3ージクロロプロペン	0.002以下	_	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	_	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	_	0.01以下	0.1以下
	1, 1, 1 — トリクロロエタン	1以下	_	1以下	1以下
	1, 1, 2 — トリクロロエタン	0.006以下	_	0.006 以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	_	0.03以下	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	_	0.01以下	0.1以下
第二種特定有害物質(重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	0.3以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250 以下	0.05以下	1.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が 0.005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	30 以下
第三種特定有害物質(農薬等)	ジマジン	0.003以下	_	0.003以下	0.03以下
	チウラム	0.006以下	_	0.006以下	0.06以下
	チオベンカルブ	0.02以下	_	0.02以下	0.2以下
	РСВ	検出されないこと		検出されないこと	0.003以下
	有機りん化合物	検出されないこと	_	検出されないこと	1以下

○ 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

○ 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定

〇 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

○ 第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準

(例:「原位置封じ込め」を実施する際は、第二溶出量基準に適合させた上で施工する。)